

第三十回国会 衆議院 外務委員会議録 第十四号

昭和三十四年三月十八日(水曜日)

午前十時十二分開議

出席委員

- 櫻内 義雄君
- 理事岩本 信行君 理事宇都宮徳馬君
- 理事佐々木盛雄君 理事床次 徳二君
- 理事戸叶 里子君 理事松本 七郎君
- 菊池 義郎君 椎熊 三郎君
- 千葉 三郎君 野田 武夫君
- 福田 篤泰君 前尾繁三郎君
- 森下 國雄君 山村新治郎君
- 岡田 春夫君

出席國務大臣

- 外務 大臣 藤山愛一郎君
- 出席政府委員
- 外務政務次官 竹内 俊吉君
- 外務事務官 内田 藤雄君
- (大官房長)
- 外務事務官 牛場 信彦君
- (経済局長)

委員外の出席者

- 専門 員 佐藤 敏人君

三月十六日

委員柏正男君辞任につき、その補欠として八百板正君が議長の名で委員に選任された。

三月十六日

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めの件(条約第九号)(予)

本日の会議に付した案件  
外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)

日本国とユーゴスラヴィア連邦人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めの件(条約第八号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めの件(条約第九号)(予)  
国際情勢に関する件

○櫻内委員長 これより会議を開きます。国際情勢に関して調査を進めます。質疑の通告がありますので、順次これを許します。戸叶里子君。

○戸叶委員 私は藤山外務大臣に對して二、三の質疑を試みたいと思ひます。

まず最初に、けさの新聞にも発表されておりましたように、社会党の使節団と中国人民外交学会との間の共同声明が発表されたわけでございます。そして、この日中の行き詰まりの打開、貿易再開には岸内閣の外交転換というものが望まれているわけでございます。そこでこの際特に中国の方から述べられていることは、中国の敵視政策を中止せよということ、二つの中国を作る陰謀に参加しないこと、もう一つは、日中兩國の正常関係の回復を妨

げずにそれ相応の措置をとらなければいけないというふうなことがいわれているわけでございますけれども、これに對しまして藤山外務大臣はどうお考えになるかを承わりたいと思ひます。

○藤山國務大臣 ただいま御質問のありました第一の、岸内閣が敵視政策をとっている。総理がたびたび言明もしておられますし、総理の今日までの言動から申しまして、私は特に岸内閣が中共を敵視しているとは考えておりません。また敵視政策をとっておりません。また第二の点であります、二つの中国の、何か陰謀に加担しているというふうなことはないこととむろんでありまして、そうした陰謀に加担している事実もないと考えております。第三点に關しましては、われわれといたしまして、むろん国際情勢の中において過去の歴史的ないろいろな事実もございまして、そうしたものの変転というものを見ながらいろいろ対処していくというものが、申すまでもなく外交の現実即ち方法だと考えておりますので、そのように持つていくつもりでございます。

○戸叶委員 今の一、二の問題につきましては、私一々例をあげまして、こういう点ではやはり敵視的な考え方ではないかという点を申し上げている時間があるから、申し上げませんけれども、これまでの国会においての答弁、あるいはまた国会外においての岸首相なりのお話は、大体においてあまり中共に好意を持っていないような発言をしておられないと私どもも感ずるわけでございます。その点を中国も今回指摘されたのではないかと、こう考えるわけでございます。そこで今藤山外務大臣が一、二の点を否定されると同時に、第三番目の、正常関係の回復を妨げないで何らかの方法をとるようにならざることを對しましては、歴史の変転を見た上でというふうな御答弁でございましてけれども、やはりこの際日本國の將來の經濟問題、貿易問題ということから考えますれば、何か一つ前進した、政治問題を含めて話し合いたいというふうなところはいくべきではないかというふうな考えを述べたい。この点についてはどうお考えになるのでしょうか。今までと同じような静観的な立場に立つておられるか、それとも何らかの一步前進した形をおとりになる考えはないかを承わりたいと思ひます。

○藤山國務大臣 貿易、經濟の面について、われわれが中共との貿易を進めて参りたいという希望を持つておりますことは、今日までもその通りであります。今後ともその通りであります。従つて、静観と申しましたこと自体は、貿易関係を打ち立てないという意味ではないのでありまして、適当な機会があれば貿易の問題についても話し合ひをしたいという考え方を持つておるのであります。本年初頭以来私が申しておりますこともその点に觸れておると思ひます。ただ政治的な問題になりますると、先ほども申し上げまし

たように、いろいろな面においてわれわれは現実即ち問題を考えて参らなければなりませんし、その現実というものは、過去からの相当な積み上げで来た経緯を持つてきておるわけでありまから、それらの問題については慎重に考えていかなければならぬ問題だ、こう存じております。

○戸叶委員 今の藤山外務大臣の御答弁を伺つておきますと、今までの態度と少しも變りないわけでございます。そして、このままの姿でいきますれば、日中關係の前進ということとは、ほとんど私は望めないと思つてございまして、けれども、この点について、たとえばどなたか政府の相当な人と向うの人と政治的な問題を含めて話し合うということまで持つていくお考えはないかどうか、この点をもう一度伺いたいと思つてございまして。

○藤山國務大臣 私は、大使級の会談ということも申したわけでありまして、經濟の問題に關しましては、そういう点について何らかの形で政府も関与して参ることが今後の事態において適當だと考えております。しかしながら政治的問題の話し合ひになりますると、それらの問題にかりに觸れるにいたしまして、すぐに必ずしも中共側の希望の通り考えられるとは、現在の段階で思つておらぬのでございまして。従つて今日の段階におきましては經濟問題が主であるべきだ、こう考えております。

○戸叶委員 共同コミュニケを見ましたように、

第一類第四号 外務委員會議録第十四号 昭和三十四年三月十八日

てもはつきりいたしましたように、この貿易だけの経済的な問題だけではなく、今後はやはり国交回復の問題を主としなければ、今後の貿易の再開は望まれないというよりなことが強く打ち出されているわけでございます。今、藤山外務大臣のようなお考えのもとにおきましては、もはや中共の貿易なり何なりの促進はあり得ないというふうな考えをわけでございます。

この問題につきまして、藤山外務大臣にこれ以上お聞きしても今の御答弁以上に出ないといいたしますと、今の政府のもとにおきましては日中関係の貿易の再開ということ、今後望めないということになりはしないかということ、私はおそれるものでございませぬ。

そこで、けさ何か赤城官房長官が今度の共同コミュニケに対しまして、国連の動きを見るというふうなことを発表されたわけでございますけれども、国連の動きを見るということは、すなわち国連において中共が承認されないうちは、日本においても中共を承認しないというふうな考え方であるのか、それとも日本が国連等におきましても、積極的に中共の承認というこのために努力をされようとする考えでいられるのか、この点をも一度伺いたいと思ひます。国連加盟国で中共承認の方に出席する国はほとんどなくなつてきておりまして、もうすでに三十三カ国というふうな数字も見ていますのでございませぬけれども、この点に對しての外務大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

藤山國務大臣 われわれとしては、先ほど申し上げましたように、国際情

勢を見ながら、しかも過去の歴史的な事実の上に積み重なりました現実の事態というものを、やはりないがしろにできません。従つてそういう面におきまして、諸般の情勢を見て参らなければならぬ。その中には、むしろ国連の中におけるいろいろな各国の動向というふうなものも考へていく必要があるでしょうし、その議論というふうなものも聞いて参る必要もあろうかと存じております。

戸叶委員 そうすると、やはり外務大臣としては、国連の中のいろいろな議論は聞いていくけれども、日本が積極的に国連において中共承認の方への努力はこの際しないというふうな考え方を持たれているように感じたのでございませぬけれども、それではいつまでたつても日本と中共との間の国交回復は非常にむずかしいことになると思ひますので、この際藤山外務大臣も、もう少し積極的な中共との国交回復への道を開く努力をお払い願ひたい、こういうふうには私に考へるわけでございます。この点について、あとから御返事をいたしたいのです。

時間の関係上、次に移りますが、共同声明の中で非常に大切な、そしてまたできることが一つございませぬ。それは「日本があらゆる核兵器の製造、貯蔵、導入を禁止し、日本が自主的に非核武装宣言を行う立場をもちとるようになされる決意を表明した」とございませぬ。そしてまた「双方はアジアおよび太平洋地域に非核武装地区を設け、各関係国とこのための努力を払うことに関して意見が一致した」ということがございませぬけれども、これはもう杜

会覚だけの問題ではなくて、当然のことだと思ひわけでございます。参議院の予算委員会等の議論を拝聴いたしておりましたも、アメリカが日本に核兵器を持ってきてどうにもならない、日本の憲法と違ふのだからそれは仕方がないというふうな答弁まで、だんだん発展してきているのですから、国民は非常に不安を感じているわけでございます。そこでむしろこの際、非核武装宣言というものをはつきりと国会において出すべきではないか。国会で一時問題になりましたけれども、それがうやむやになった今日を見ましても、国民が非常に不安な状態に在りてございませぬから、そのくらしいのことはおやりになつてもいいのではないかと思ひますけれども、これに対するお考えのほどを承りたいと思ひます。

藤山國務大臣 核兵器の生産、使用禁止ということ、日本側がすでに国連等におきましてもその態度を明らかにしております。総理がたびたび言明もし、またその点については各国にも呼びかけております。従つてそういう意味において、政府は今日まで努力をいたしております。でありますから、その点に關してはわれわれといたしまして、今日までの外交施策の上においてその面をもつてやつて参つております。ただお話のような核非武装、中立というふうな問題になりませぬけれども、十分研究をし、また諸般の情勢を見て参らなければ、そういうこと自体が真にいいのかどうか、極東におけるその問題というものは相当な研究の上でなければ、何とも現状において適切かどうかというところを判

断できないと思ひます。

戸叶委員 安保条約の改定をした場合に、無断で日本に核兵器を持ち込ませないように話し合ひをするように改正するのだ、しかもそういうふうな事柄の協議の場合には、ノーと言ふだけ、たびたびこの委員会でお答えになつていらつしやるわけでございます。そうであるといひますならば、今のうちにはつきりと核兵器は日本は持ち込まない、非核武装地帯を日本を中心として作るのだということ海外に宣明しておけば、アメリカとの安保条約の改正の話し合ひの場合にも、非常にやさしく核兵器の持ち込みに對しての反対ができるのではないかと思ひます。それを今の大臣の御答弁のように、まあいろいろな情勢を見たら上で非核武装地帯ということにするというふうな御答弁を伺つておりました。何かそこにまだ非核武装地帯にするだけの自信がない、持ち込まれるよ

い問題が残つていられるのではないかと、私は危惧の念を抱くのでございませぬけれども、なぜこの非核武装地帯というものをはつきりと日本で打ち出せないのでしょうか、もう一度この点を伺ひたいと思ひます。

藤山國務大臣 安保条約でもって、核兵器の持ち込みにつきましては装備の中に入れて参り、われわれは協議事項として参り、少くも岸内閣が統ひておられます。岸総理ははつきりと核兵器を持ち込まない、また自衛隊は核装備をしない、こう言われておりますから、われわれはノーと言ふことに相なるうと思つております。そういう状況のもとに今日あるわけでありませぬ

が、むしろアメリカは現在でも日本国民の意思に反して、また日本国民の願望を無視して持ち込んでこようと思つておりませぬ。しかしながら御指摘のような、教方国寄りな御答弁の宣言をするというふうな問題については、これは相当慎重に考へませぬければ、現在の国際情勢の中において果してそういうことが適当であるかどうかというところは、十分研究を要する問題だと思ひます。

戸叶委員 数カ国寄つての非核武装地帯宣言というものがまだどうかと思ふ本だけそれでは非核武装地帯にするというところを国会で宣明して、そのあと他の同じ志を持つ国に話を持っていくというふうな形も伺ひたいと思ひます。藤山國務大臣 国会等の問題につきましては、総理が言われておりますように、国会で御検討を願う問題かと存じております。

戸叶委員 それは当然国会で検討することでございますけれども、政府の意思がそこにはないときは、幾ら国会で検討しようといひましたとしても、そのままぬるると逃げたしまつて、やはり総理なり外務大臣なりがはつきりと非核武装地帯にするというふうな考へをこの際こそお持ちになるべきだと私は考へますので、どうかこの点ももう一度考へておいていただきたいと思ひます。

もう一問伺ひたいことは、使節團とは別の形ではございませぬけれども、田崎何がしという人が中共に行つておられるわけですか。この方は、相当藤山

が、むしろアメリカは現在でも日本国民の意思に反して、また日本国民の願望を無視して持ち込んでこようと思つておりませぬ。しかしながら御指摘のような、教方国寄りな御答弁の宣言をするというふうな問題については、これは相当慎重に考へませぬければ、現在の国際情勢の中において果してそういうことが適当であるかどうかというところは、十分研究を要する問題だと思ひます。

戸叶委員 それは当然国会で検討することでございますけれども、政府の意思がそこにはないときは、幾ら国会で検討しようといひましたとしても、そのままぬるると逃げたしまつて、やはり総理なり外務大臣なりがはつきりと非核武装地帯にするというふうな考へをこの際こそお持ちになるべきだと私は考へますので、どうかこの点ももう一度考へておいていただきたいと思ひます。

もう一問伺ひたいことは、使節團とは別の形ではございませぬけれども、田崎何がしという人が中共に行つておられるわけですか。この方は、相当藤山





日まで申し上げておる精神を貫いていきたいと考えておりますけれども、交渉の点にあり得るかと思ひます。それらに点については交渉を妥結してみなければ、結果的にはわかり得ないのであります。私が交渉に当っております態度は、今日まで約半年にわたつて国会で論議を尽くしておる問題だと思ひ、大体御了承願つておるのではないかと、こう考えております。

○戸叶委員 私と藤山外務大臣と立場は全然違つておるけれども、ただ問題は、国会の閉会中ではなくて、閉会中にも仮調印をするとか、本調印をするとかそういうようなことは、これだけ重大な問題ですから、あるべきではない、こう考えるわけですが、それと、そういうふうな場合も起り得るといふふうにお考えになりますかどうですか、この点伺つておきたいと思ひます。

○藤山外務大臣 交渉でありますから、交渉を継続して参ります過程において、国会中であつたりあるいは国会が終了したりした時期になるか、そこいらの点はむしろ交渉のことから、それから、時期的にはいろいろ動いてくることだと思ひます。がしかし、私が申しておりますことは、私自身今日まで国会等で申しております精神を交渉に當つてできるだけ貫いて参りたいという点であります。二国間のこの種の条約の交渉でありますから、一字一句最後まで国会等にあるいは国内等に示してやれないことは、これは当然なことだと思ひます。従つてそういう問題についての交渉締結者としての責任は、当然締結に當つた者がとらな

ればならぬもの、こう思つております。○櫻内委員長 戸叶君、大体時間が参つておりますから……

○戸叶委員 それではやめますけれども、大事な条約をなるべく国会の閉会中にするといふようなやり方というものは、やはりおやめになった方がいいと思ひ、私は思つてございまして、堂々と国会で十分審議をした上で、またすべの人が納得するようになつておいていくべきであつて、うるさいからそこそと休会中にするといふような態度は、おやめになつた方がいいと思ひます。

もう一つ北鮮の問題で一点だけ確かめておきたいことは、新聞によりまして、ポアシェ赤十字国際委員長が、十六日赤の副社長との会談後記者会見で、在日朝鮮人の北鮮帰還問題は、赤十字国際委員会の介入を一切排除して、日本と北鮮との間で話し合うようにしようといふことを言われたといふふうにも聞いておりますけれども、一応北鮮の赤十字と日本の赤十字と話し合つて、そしてその上で問題があつたときに、国際赤十字委員会に話を持っていくといふふうな形をとるようには、国際赤十字委員長が考えていられるのではないかと思ひますけれども、この点は外務大臣としてどういふふうにお考えになりますか。

○藤山外務大臣 今回の問題につきましては、われわれは国際赤十字委員会に依頼をいたしたわけでありまして、その依頼をいたした趣旨は、やはり中立的な機関であり、人道的立場に立つ国際赤十字委員会が、帰還者の意思といふものがある程度決定

することが問題の紛糾を避けるゆえんだと思ひます。そういう意味において国際赤十字に依頼をいたしておるのであります。その点はわれわれとして堅持して参りたいと思ひます。また北鮮側の赤十字においても、その趣旨は十分理解されることをわれわれ希望しておるわけでありまして。

○戸叶委員 北鮮側の方でも、国際赤十字が介入することがいけないといふことは言つてないわけなんで、国際赤十字の委員長も、今のところ北鮮赤十字と日本の赤十字と話し合つて、そしてその上で国際赤十字が出て来てもいいといふふうな話をしていられるようでございますが、外務大臣としては、あくまで国際赤十字が出ない限りは日本と北鮮の赤十字との話し合ひはさせないといふふうなお考えで臨まれるのかどうか、この点も伺いたいと思ひます。

○藤山外務大臣 北鮮赤十字と日本赤十字との話し合ひは、むしろ国際赤十字のあつせん及びそのワケ内でやるべきだと思ひます。ただ実際の会談として、国際赤十字の人がいつもその席に立ち合つなければならぬといふようなことは、必ずしもないと思ひますけれども、少くも原則として、国際赤十字のワケ内でこの問題が取り上げられておることから、そこで話すことが誤解が起らぬゆえんだ、こう考えております。

○櫻内委員長 床次徳二君。○床次委員 ただいまの戸叶委員の御質問によりまして、本日の日中共同コミュニケに対して外務大臣の御意見も伺つたのでありますが、なおそれに関連して、数点この際明らかにしておいていただきたい、かように存じますので、質疑をいたす次第であります。

まず、この共同宣言に現われましたカとの安全保障体制に対して、これを紛糾することに対して意見を一致を見ておりました。私はこの方針は、今日までわが国がとつて参りました外交の基本方針に反するものと思つておりますが、これに対する御所見を伺いたいと思つて参ります。

○藤山外務大臣 少くも、私が現在とつております外交方針とは反すると思つております。

○床次委員 次に、原水爆の禁止の問題についてであります。双方はこの原水爆に關しまして、あらゆる種類の核兵器の実験、製造、貯蔵、使用といふものを全面的に禁止する必要があるといふことを強調している。この点に關しましては私も全く異存がないのであります。ぜひかかる全面的な禁止といふものが実現せられていくことを強く要望するものであります。すぐにその後段におきまして、いわゆる中立地帯の設置の問題を取り上げておるのであります。私どもの見方からいいますと、今日一部の地方においてかかる中立地帯の存在といふことは、必ずしも基本的な理想であります。この全面的禁止といふものに対して貢献するものではないといふことを考えておるものであります。絶対的にこれを関連させなければいけないものかどうかといふことに関しましては、むしろ私も否定的な考え方を持っております。この問題

一般国民におきましても非常に誤解をいたしておるのではないかと、正しく理解しておらない向きもあると思ひます。この際外務大臣よりこの全面的な禁止の運動、わが国がとつております態度、なおいわゆる非核武装地帯の宣言、みずから武装を放棄するといふ運動を部分的に続けていくといふ二つの問題に対して、いかなる関連性をお考えになつておられますか、明らかにせられたいと思つて参ります。これに對する見解を承りたいと思ひます。

○藤山外務大臣 床次委員の御指摘のありましたように、今日核兵器の生産、保有、使用といふものは、日本政府といたしましては固連においてこれを提唱いたしております。終局の目的において人類のために禁止すべきが適当だと考えておるわけでありまして、ただ現在の段階におきまして、いわゆる中立的な政策をとるといふことについては、現在の国際情勢の中で、しかも非常な大きな武装状態が対立しておりますときに、必ずしもそれが適当な方法であるとは私どもは考えておりませんし、また核兵器の生産、使用を禁止するといふ問題に参りましたにおきまして、果してそうしたものを積み上げていくことが適当な方法であるか。むしろ核兵器の問題といふものは、やはり実験から離れ、さらには、ネーブでやりの生産、使用禁止から一般の軍艦の方向に進むべきが適当でないかといふふうな考え方をしております。

○床次委員 次に、この宣言の中におきましては、両国の政治と経済との問題は切り離すことができないといふことを述べておるものであります。かつ

ては政治と経済というものを切り離して、両方の積み上げ方式をとって参りたいというふうな意見をとって参ったのに対して、この点ははっきりとしまして、政治と経済との不可分を認めておるのであります。しかしながら、わが国の今日の態度から申しますと、今日の国際関係、わが国の従来から続けて参りましたところの国際信義等の関係からいたしますと、今直ちに政治と経済とを切り離すことができないといひまして、両問題をともに中国と交渉するというにはなかり得ないと思つておられます。この点から政府が従来として参りましたいわゆる静観ということが出て参つたものと私どもは解しておるし、またかくあるべきものと思つておられます。すなわち、政治と経済とを切り離すという従来の態度は、そういう意味において私は依然として存続すべきものであるといふふうに考へるのであります。今日いろいろと国際情勢が変化しているようにとられておられますが、しかしながらこの建前に対しては、やはり依然として変化がないということ、私も考へるのであります。この点は一つ政府におかれましては明らかにならねばならないと思つておるが、所見を伺いたいと思つておる。

交流によりましておのずから親善友好の関係を深めていくということが、問題の解決の一つの方法でもあろうかと思つておる。従つて必ずしも政治と経済とを同時にしなければ将来の問題の打解ができないというふうには、われわれ考へておらぬのであります。おのずから考へた問題は別途に中共側においても考へておられます。現に日本以外のかと思つておられます。現に日本以外の国に対してそうした態度をとつておる場合もあるものであります。必ずしも日本だけにこの問題について強硬なことを言われまふことは、現実といふのを中共側で十分認識してないといふことも言えるのではないかと、こう考へておられます。

○床次委員 次に、今回の宣言の中におきまして沖繩の問題に対しては、おのずから考へておられますが、私はこの沖繩の問題に對しては、はなはだ遺憾な感じを持つておられます。大体その趣旨を申し上げますと、日本社会党代表団は、日本人がいわゆる日米安保条約体制を打破した後に、新聞によりますると、打破を前提として、次に書かれておられますが、ごとき「日本に駐留する米国の軍隊の撤退を要求し、軍事基地を撤廃し、沖繩、小笠原群島などの日本領土の完全な返還を実現させ、日本の独立自主を確立し、さらに「云々、こういうふうにして書いてあります。まず安保体制を打破いたさなければ沖繩の返還もできないといふふうに考へておられるのであります。私どもの考へ方からいたしますと、安保条約の体制を打破いたさなくてもこれを改善しつつ、同時にその間に

きましてむしろ沖繩、小笠原の返還といふことも実現が可能なのではないか、安保条約が改善せられることによりまして、沖繩、小笠原の返還といふものがむしろ促進し得るものではないかと、かように考へておられます。その点、今回の共同宣言に表われましたものは、私どもから見ますと意外なくらいに、沖繩、小笠原の返還といふことに対しては社会党の方々は相当遠い時間を予想しておられるといふふうな考へられておられます。即時返還を要望せられておられるのか、かような態度になつたといふことに対しては、私ども不可解に思つておる。私は、私ども不可解に思つておる。現実におきましては、私は、今度の安保条約体制を改善することによりまして、むしろ復帰がすみやかに成り得るんだという期待を持てると思つておられますが、この点に對する御意見を伺いたいと思つておる。

○藤山國務大臣 安保条約は戦後今日まで日本の安全保障の上において七年間、役に立つてきたと思つておる。しかしこれを今日の現状に照らして改善し、維持して参りますことが日本の安全を維持する上において一番適當なことだと考へておられます。そういう意味においてわれわれとしては安保条約の必要論を力説いたして参ります。これが廃棄といふことに対しては反対の立場をとつておること申すまでもありません。

なお沖繩、小笠原の問題につきましては、サンフランシスコ条約でわれわれは規定をいたした、その規定を順守して参ることは当然であります。しかしながら沖繩の施政権の返還という問題に對しましては、われわれとしては、先ほども御答弁申し上げましたように、安保条約とは全然別個の立場において、外交交渉で常時これが返還を要求して参ることは当然のことでありまして、事情の變転によつてわれわれとしてはそれが達成する時期があることを確信して参ります。

○床次委員 ただいまの御答弁を伺つて安心したのであります。われわれは安保条約を破棄いたさなくても、現行におきまして沖繩、小笠原の復帰といふものができるものである。むしろ私どもの考へ方から見ればよりすみやかにその実現を見られるのだといふことを信じておられます。この点は十二分に国民に誤解のないようにしていただきたいと思つておる。

なお最後に伺いたいのは、この共同宣言の中におきましては安保条約といふのは日米の軍事プロックである、しかしこの軍事プロックから日本が脱却したことはアジアのためになるのだといふことを言つておるのであります。が、反面におきましてソ連と中共との友好条約なるものは、その中におきまして軍事条項を含んでおられます。上、やはり現在これは一種の軍事プロックである、私ども考へておるのであります。一方において軍事プロックを残しながら、日本に對しては平和中立を主張するといふことに対しては非常に矛盾があるように思つておる。あるいは当事者におきましては安全保障条約は軍事プロックである、中ソの友好条約は軍事プロックではないのだ、かような考へ方を持つておるかと思つておる。この間の事情に對する外務大臣の御見解を伺いたいと思つておる。

○藤山國務大臣 中ソ友好同盟条約の中に軍事条項があります。またその対象が日本であるように考へられることもこれは当然のことでありまして、その意味におきまして私どもとしてはこれが軍事的な中ソの関係を規定しておる。いわゆる軍事同盟条約とも見て差しつかえないと考へておられます。われわれとしては日本のような小さな島嶼でしかも自衛力も貧弱なところは、どうしてもやはり自衛の立場から他国の援助を借りる必要があると思つておる。まして、その意味から申せば中共にしてみてもソ連にしてみても膨大な軍事力をみずから持つておるのでありますから、必ずしも二国間で同盟を結んでおる、むしろ先に解消されてもいい問題ではないかといふようにも考へておられます。

○床次委員 最後に北鮮帰還の問題について重ねてお伺いしたいと思つておる。今日の北鮮帰還の問題に對しまして非常に重大な問題は、在日朝鮮人のい

常に大事なんじやないかと思つております。いろいろ陳情書等におきまして相当の申し入れがあるのであります。が、いかなる状態においてこれらの帰国意思を表明しておるかということに對しましては、われわれといたしましては直ちに陳情書、署名等において現われたものだけではこれをそのまま承認することが困難じやないかと思つておられます。やはりこれを公平な立場において確認することが必要だと思つておられます。今日ジュネーブにおいて論ぜられておりますところは、特に北鮮側の主張におきましてはこの帰国意思の確認に對しましては、一方的な申し出をそのまま採用するようにならうな意向のように見えるのであります。この間に關する経緯を御説明いたしたいと思います。

なおわれわれは、赤十字の国際委員会が介入いたしますに對しましては、この問題を將來きわめて公平に冷静に解決し得るゆえんだと思つております。従つて、国際委員会の介入というものを非常に重視しておるのであります。この点の交渉は今日までいかよになつておりますか、この際御説明いたしたいと思います。

○蘭山國務大臣 北鮮帰還の問題につきましては、人道的な立場からいいます。その本人の意思に従つて帰還をさせることが適當であることは申すまでもないのであります。その意思を確認する方法を国際赤十字に一任いたしましたことも、またそれからきておるわけでございます。従つてわれわれとしては、あくまでも国際赤十字に問題のあります意思の確認をしてもらうことを望んでおるわけでありまして、今日

まで国際赤十字には日赤の井上外務部長が行かれて、日本のその趣旨を国際委員会に説明をされまして、委員会におもたされた上で、先般の声明も出たわけでございますが、さらに葛西副社長も行かれました。日本の意のあるところを十分伝えておりますので、現在において国際赤十字としては慎重にその問題を取り上げて検討をいたしておる段階だと考えております。

○床次委員 この点に關しましては、従来の日本国内における一つの在日朝鮮人の生活状態、また過去の一つの経過というものを顧みまして、国際委員会に對しても十分説明を加えることが必要なんじやないか。また現在彼らが内地におつていかなる生活をしているかということも明らかにしてもらふことによつて、その自由意思を表明するにどういう手段がいいかということに對しましては、おのずから結論も出ることと思つておられます。この点、特に重大に存じますので、慎重に処理していただきたい。この住民の帰国意思がいかなる形に對して表明されたか、また帰国意思を表明した者が何人あつたかということ、今後の帰還業務に對して非常に大きな影響があるし、なお帰還業務が相當進行しました後のわが国内における各種の各種の問題にもこれは關連してくると思つておられます。一つ明確な結論が得られますように、この帰国意思の表明といふものをきわめて公平に中正な立場において十分確認して、はっきり聴取しておいていただきたい。この前提のもとに、国際委員会においてもわが赤十字代表がその問題の解決の促進に當られるように、特に要望してやまない

次第であります。これで終ります。

○櫻内委員長 所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のため日本国とデンマーク王国との間の條約の締結について承認を求めめるの件を議題とし、政府側より趣旨説明を聴取いたします。竹内外務政務次官

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のため日本国とデンマーク王国との間の條約の締結について承認を求めめるの件

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のため日本国とデンマーク王国との間の條約の締結について承認を求めめるの件

理由

政府は、昭和三十四年三月十日にコペンハーゲンで、所得に對する租税に關して二重課税を回避し、及び脱税を防止するためのデンマーク王国との間の條約に署名した。よつて、この條約を批准することとした。これが、この案件を提出する理由である。

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のため日本国とデンマーク王国との間の條約

府は、所得に對する租税に關して二重課税を回避し、及び脱税を防止するための條約を締結することを希望して、そのため、次のとおりそれぞれの全權委員を任命した。

日本国政府  
デンマーク王国駐在日本国特命全權大使 田付景一  
デンマーク王国政府  
外務大臣 イェンス・オット・クラーグ

これらの全權委員は、互にその全權委任状を示し、それが良好妥當であると認められた後、次の諸案を協定した。

第一条

1 この條約の対象である租税は、次のものとする。

(a) 日本国においては、所得税及び法人税（以下「日本の租税」という。）  
デンマークにおいては、国税である所得税及び地方税である所得税（以下「デンマークの租税」という。）

2 この條約は、所得又は利得に對する他の租税で、1に掲げる租税と實質的に同様の性質を有し、かつ、この條約の署名の日の後にいづれの一方の締約国によつて課せられるものについても、また、適用する。

第二条

1 この條約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、(a) 「日本国」とは、地理的の意味で用いる場合には、日本国の租税に關する法令が施行されるすべての領域をいう。

(b) 「デンマーク」とは、ファロ諸島及びグリーンランドを除くデンマーク王国をいう。

(c) 「一方の締約国及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はデンマークをいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はデンマークの租税をいう。

(e) 「日本国の居住者」とは、日本国の租税の課税上日本国の居住者であり、かつ、デンマークの租税の課税上デンマークの居住者でない個人をいい、「デンマークの居住者」とは、デンマークの租税の課税上デンマークの居住者であり、かつ、日本国の租税の課税上日本国の居住者でない個人をいう。

(f) 「一方の締約国の居住者」及び「他方の締約国の居住者」とは、文脈により、日本国の居住者又はデンマークの居住者をいう。

(g) 「日本の法人」とは、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人又は法人格を有しない団体をいい、「デンマークの法人」とは、デンマークにおいて管理され、かつ、支配される法人であつて、日本の法人でないものをいう。

(h) 「一方の締約国の法人」及び「他方の締約国の法人」とは、文脈により、日本の法人又はデンマークの法人をいう。

(i) 「日本の企業」とは、日本国の居住者又は法人が営む産業上又は商業上の企業又は事業をい

「デンマークの企業」とは、デンマークの居住者又は法人が営む産業上又は商業上の企業又は事業をいう。

(3) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、文脈により、日本の企業又はデンマークの企業をいう。

(k) 「恒久的施設」とは、一方の締約国の企業に関して用いられる場合には、事務所、支店、工場、倉庫その他事業を行う一定の場所をいう。ただし、代理店は、代理人が企業のために契約を締結し、及び締結する包括的権限を有し、かつ、これを常習的に行使するか、又は企業のために通常注文に応ずるに足りる在庫品を有していない限り、含まれない。また、単なる貯蔵施設も、継続して使用されるものは含まれるが、偶発的かつ一時的に使用されるものは含まれない。

(1) 一方の締約国の企業は、純然たる仲立人、問屋その他独立の代理人でこれらの者としての本来の業務を通常の方法で行うものを通じて他方の締約国内で事業活動を行つたという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとはされない。

(2) 一方の締約国の企業が物品又は商品をもつばら自己のために購入する事業を行う一定の場所を他方の締約国内に保有しているという事実のみでは、その場所は、その企業の

恒久的施設とはならない。(3) 一方の締約国の法人が他方の締約国内で営業若しくは事業を行う法人を支配しているという事実のみでは、その支配されている法人は、当該一方の締約国の法人の恒久的施設とはならない。

(1) 「産業上又は商業上の利得」には、製造業、商業、農業、漁業、鉱業及び保険業の利得並びに銀行業務及び証券業務から生ずる利得を含み、配当、利子、賃貸料若しくは第六条にいう使用料又は人的役務の報酬として取得する所得を含まない。

(m) いずれかの締約国について「権限のある当局」とは、その締約国の大蔵大臣又は大蔵大臣が権限を与えた代理者をいう。

2 いずれの一方の締約国がこの条約の規定を適用する場合にも、特に定義されていない用語の意義は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、自国の租税に関する法令における解釈によるものとする。

第三条

1 一方の締約国の企業の産業上又は商業上の利得は、その企業が他方の締約国内に恒久的施設を有しない限り、当該他方の締約国の租税を課せられない。一方の締約国の企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該他方の締約国は、自国内の源泉から生ずるその企業の全所得に対して租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、その恒久的施設が独立の企業として同一又は同様の条件で同一又は同様の活動を行い、かつ、独立の立場でその恒久的施設を有する企業と取引を行つたと仮定した場合に当該他方の締約国内で取得しうべき産業上又は商業上の利得が、その恒久的施設に帰せられるものとし、その恒久的施設に帰せられる利得は、当該他方の締約国内の源泉から生ずる所得とみなされる。

3 一方の締約国が租税を決定するに際しては、他方の締約国の企業がその企業のために当該一方の締約国内で単に購入したにすぎない商品については、所得の計算上考慮しないものとする。

4 物品の売却によつて取得する所得（次項にいう種類の所得を除く。）は、1の規定の適用上、その物品の売却が行われた国から生ずるものとして取り扱う。

5 企業が一方の締約国内で全部又は一部を製造した物品を他方の締約国内で売却することによつて取得する所得は、1の規定の適用上、一部分はその物品が製造された国から、一部分はその物品が売却された国から生ずるものとして取り扱う。

6 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定と矛盾しない範囲内で、産業上又は商業上の利得の配分に関する細目を取りきめることができる。

第四条

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営上若しくは資金上の支配に直接若しくは間接に参加する場合又は

(b) 同一の個人若しくは法人が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営上若しくは資金上の支配に直接若しくは間接に参加する場合であつて、そのいずれの場合においても、両企業間に、その商業上又は資金上の関係において独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課せられるときは、それらの条件がなかつたならば一方の企業の利得となるべきもので、それらの条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業の利得に算入して課税することができる。

第五条

1 第三条及び第四条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が

(a) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国又は

(b) 当該他方の締約国に登録されている船舶若しくは航空機の運用から生ずる利得に対する租税を免除する第三国

2 この条約は、千九百二十七年十月十五日付の東京において交換された公文によつて効力を生じた海運所得に対する二重課税の回避に関する日本国政府とデンマーク政府との間の取極に影響を及ぼすもの

のと解してはならない。

第六条

1 一方の締約国内に恒久的施設を有しない他方の締約国の居住者又は法人が当該一方の締約国内の源泉から取得する使用料に対して当該一方の締約国が課する租税の額は、その使用料の金額の百分の十五をこえないものとする。

2 この条において「使用料」とは、著作権、特許権、意匠権、秘密工程及び秘密方式、商標権その他これらに類する財産の使用又は使用の権利の対価として支払われる使用料その他の料金をいい、映画フィルム又は産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用に関する賃貸料及びこれに類する収入金を含むが、鉱山若しくは採石場の運用又はその他の天然資源の利用に関して支払われる使用料その他の料金を含まない。

3 著作権、特許権、意匠権、秘密工程及び秘密方式、商標権その他これらに類する財産並びに映画フィルム及び産業上、商業上又は学術上の設備の一方の締約国内における使用又は使用の権利に関する使用料は、その締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

4 一方の締約国内に恒久的施設を有しない他方の締約国の居住者又は法人が著作権、特許権、意匠権、秘密工程及び秘密方式、商標権その他の産業上の考案並びに映画フィルム（使用料の支払が予想されないフィルムを除く。）を売却することにより当該一方の締約国内の源泉から取得する所得に対して

当該一方の締約国が課する租税の額は、収入金額の百分の十五をこえないものとする。

5 前項にいう財産の売却から生ずる所得は、その財産が使用されるべき締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

第七条

1 一方の締約国内に恒久的施設を有しない他方の締約国の居住者又は法人が当該一方の締約国の法人から支払を受ける配当に対して当該一方の締約国が課する租税の額は、その配当の金額の百分の十五をこえないものとする。

2 一方の締約国の法人が他方の締約国の源泉から利得又は所得を得る場合には、当該他方の締約国においては、その法人が支払う配当（当該他方の締約国の居住者又は法人に支払うものを除く。）に対するいかなる課税も、また、その法人の留保所得に対する留保所得税としての性質を有するいかなる租税の賦課も、当該配当又は留保所得が前記の利得又は所得の全部又は一部であるとなしを問わず、行われぬ。

3 一方の締約国の法人が支払う配当は、その締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

第八条

1 一方の締約国内に恒久的施設を有しない他方の締約国の居住者又は法人が当該一方の締約国内の源泉から取得する利子に対して当該一方の締約国が課する租税の額は、その利子の金額の百分の十五をこえないものとする。

2 この条において「利子」とは、債券、証券、利付証書、社債その他のすべての種類の債権（不動産によつて担保される債権又は債券を含む。）の利子をいう。

3 (a) 一方の締約国（その地方公共団体を含む。）若しくはその締約国の法人が発行する債券若しくは社債又は

(b) その締約国内で預入された預金の利子は、その締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

4 (a) 一方の締約国の居住者若しくは法人又は

(b) 当該一方の締約国内に恒久的施設を有する他方の締約国の企業

が当該一方の締約国内で行う営業、事業その他の取引に係る貸付金の利子は、当該一方の締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

第九条

1 一方の締約国が政府の職務の遂行として自国に提供された役務について自国の国民である個人に支払う給料、賃金、恩給又はこれらに類する報酬は、他方の締約国における租税を免除される。

2 この条の規定は、いづれか一方の締約国が利得を得る目的で行う営業又は事業に関して提供された役務につき支払う給料、賃金、恩給又はこれらに類する報酬については、適用しない。

第十条

1 一方の締約国の居住者は、他方の締約国内でいづれかの課税年度の

において行われた人的役務（自由職業を含む。）に対する利得又は報酬につき、次のことを条件として当該他方の締約国における租税を免除される。

(a) その居住者が当該他方の締約国内に滞在する期間が当該課税年度を通じて合計百八十三日をこえず、かつ、

(b) その役務が当該一方の締約国の居住者若しくは法人のために又はそれらの者に代つて行われること。

2 この条の規定は、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョン関係の俳優、音楽家及び職業運動家等の芸能人の利得又は報酬については、適用しない。

第十一条

一方の締約国からの教授又は教員で、他方の締約国内の大学又はこれに類する高等教育機関において教育を行うため二年をこえない期間当該他方の締約国を訪れるものは、その教育に対する報酬については当該他方の締約国における租税を免除される。

第十二条

一方の締約国からの学生又は事業修習者で他方の締約国内で常時教育又は訓練を受けているものは、当該他方の締約国において、その生計、教育又は訓練のため海外から支払われる金額について租税を免除される。

第十三条

1 日本国の居住者がこの条約の規定に基いてデンマークの租税の免除又は軽減を受ける権利を有する

ときは、死亡者の未分割遺産のうち日本国の居住者である一又は二以上の受益者の分について同様の免除又は軽減が適用される。

2 死亡者の未分割遺産に課せられるデンマークの租税は、日本国の居住者である受益者に生ずる所得に関して、第十五条の規定に従い、その所得について支払われる日本国の租税から控除されるものとする。

第十四条

1 この条約の規定の適用上、

(a) 不動産から生ずる所得（不動産の売却、移転又は交換によつて生ずる収益を含み、不動産によつて担保される債権又は債券から生ずる利子を含まない。）及び鉱山、採石場その他の天然資源の運用に関する使用料は、当該不動産又は鉱山、採石場その他の天然資源が存在する国から生ずる所得として取り扱う。

(b) 船舶又は航空機の売却、移転又は交換によつて生ずる所得は、それらの船舶又は航空機が登録されている国から生ずるものとして取り扱う。

(c) 一方の締約国の企業に属していて他方の締約国内に存在する恒久的施設の売却、移転又は交換によつて生ずる所得は、その恒久的施設が存在する締約国から生ずる所得として取り扱う。

(d) 株券、債券、社債及びこれらに類する資産の売却、移転又は交換によつて生ずる資産収益は、それらの資産が売却された国から生ずるものとして取り

扱う。

(e) 労働又は人的役務に対する給料、賃金又はこれらに類する報酬及び自由職業の役務に対する報酬は、それらの報酬が支払われる役務が行われた国の源泉から生ずる所得として取り扱われ、また、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機において行われた役務は、当該締約国において行われたものとみなされる。

2 この条の1又は前諸条の規定により源泉が定められていない所得は、その所得の受領者がその居住者又は法人である締約国内の源泉から生ずる所得とみなされる。

第十五条

1 日本国は、その居住者（日本国の租税の課税上日本国の居住者であり、かつ、デンマークの租税の課税上デンマークの居住者である個人を含む。）又は法人に対する日本国の租税を決定するに際し、日本国の法令に基いて課税することができる。ただし、デンマーク内の源泉から生じ、かつ、両締約国の租税を課せられる所得についてデンマークの法令に基き、かつ、この条約の規定に従つて支払われる（直接にであると源泉徴収による）とを問わない。デンマークの租税の額は、その所得について支払われる日本国の租税から、日本国の租税が課せられる全所得に対する当該所得の割合を日本国の租税の額に乗じて得た額を限度として、

控除されるものとする。

2 デンマークは、その居住者（デンマークの居住者であり、かつ、日本国の租税の課税上日本国の居住者である個人を含む）又は法人に対するデンマークの租税を決定するに際し、デンマークの法令に基いて課税することができるすべての項目の所得をその租税の課税標準に含めることができる。ただし、日本国内の源泉から生じ、かつ、両締約国の租税を課せられる所得について、日本国の法令に基き、かつ、この条約の規定に従つて支払われる（直接にであると源泉徴収によることを問わない）日本国の租税の額は、その全所得について支払われるデンマークの租税から、デンマークの租税が課せられる全所得に対する当該所得の割合をデンマークの租税の額に乗じて得た額を限度として、控除されるものとする。

3 前二項の規定は、第九条、第十条及び第十二条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

第十六条

両締約国の権限のある当局は、この条約の規定を実施するため、租税に関して詐欺を防止するため、又は脱税に対処することを目的とする法規を実施するために必要な情報で両締約国のそれぞれの税法に基いて行政の通常の運営において入手することができるものを交換するものとする。こうして交換された情報は、秘密として取り扱わなければならない。租税の賦課及び徴収に關与し、又は

これらに關する異議についての決定に關与する者（裁判所を含む）以外のいかなる者にも漏らしてはならない。営業上、事業上、産業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報は、交換してはならない。

第十七条

納税者は、いずれか一方の締約国の税務当局の行為によりこの条約の規定に反して二重課税の結果が生じたこと又は生ずるに至ることを明らかにするときは、自己がその居住者又は法人である締約国の権限のある当局に対し異議を申し立てることができる。この申立が正当であると認められるときは、その権限のある当局は、当該二重課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局と合意に達するように努めるものとする。

第十八条

この条約の解釈若しくは適用に關し、又は一方の締約国と他方の締約国との間の条約に対するこの条約の關係に關して困難又は疑義が生じた場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によつて問題を解決することができる。もつとも、この規定は、この条約に關して生ずる紛争を両締約国間の外交上の経路による交渉によつて解決することを妨げるものと解してはならない。

第十九条

1 この条約の規定は、国際法の一般原則により、外交官及び領事官に対して与えられてきたか又は將來与えられることのある一層広範な免除を享有する権利に影響を及ぼすものではない。

2 この条約の規定は、一方の締約国が租税を決定するに際し、自国の法令によつて現在認められているか又は将来認められることのある免除、減額、控除その他の減免をいかなる形においても制限するものと解してはならない。

3 いずれの一方の締約国の権限のある当局も、この条約の規定の解釈及び実施のために必要な定を設けることができ、また、この条約の規定を実施するため直接相互に通信することができる。

第二十条

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課されるか又は課されることがある租税又はこれに關連する要件と異なるか、それよりも高いか又はそれよりも重い租税又はこれに關連する要件を課されることはない。

第二十一条

2 一方の締約国の企業は、他方の締約国内に恒久的施設を有するときは、当該他方の締約国において、当該他方の締約国の企業が課されるか又は課されることがある租税又はこれに關連する要件と異なるか、それよりも高いか又はそれよりも重い租税又はこれに關連する要件を課されることはない。

第二十二条

3 一方の締約国の企業で資本の全部又は一部が他方の締約国の居住者又は法人の一又は二以上によつて所有されているものは、当該一方の締約国内において、当該一方の締約国の他の企業で資本の全部又は一部が当該一方の締約国の居住者又は法人の一又は二以上によつて所有されているものが課されるか又は課されることがある租税又はこれに關連する要件と異なるか、それよりも高いか又はそれよりも重い租税又はこれに關連する要件を課されることはない。

住者又は法人の一又は二以上によつて所有されているものが課されるか又は課されることがある租税又はこれに關連する要件と異なるか、それよりも高いか又はそれよりも重い租税又はこれに關連する要件を課されることはない。

4 「国民」とは、いずれかの締約国の国籍を有するすべての個人及びいづれかの締約国において施行されている法令によりその地位を与えられたすべての法人その他の団体（法人格を有するとはしない）を問わない。

5 この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

6 この条のいかなる規定も、いづれかの締約国が、自国の居住者でない他方の締約国の国民に対し、法令により自国の居住者へのみ適用される租税上の人的控除、救済及び軽減を認めることを義務づけるものと解してはならない。

第二十一条

1 この条約は、ファロー諸島及びグリーンランドの地域に対し、この条約の対象である租税と実質的に同様の性質を有する租税がこれらの地域において課される場合には、そのまま又は修正を加えて適用することができる。この適用及び修正は、この目的のために交換される公文において両締約国の政府間で定められ、かつ、合意されるものとする。

第二十二条

2 この条約の規定に基きこの条約が適用された地域に対するこの条約の適用は、第二十二條の規定に基きこの条約が終了するときは、

両締約国政府が明白に別の合意をしない限り、終了するものとする。

第二十二條

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかに東京で交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日

(a) 日本国においては、批准書の交換が行われた年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について、

(b) デンマークにおいては、批准書の交換が行われた年の四月一日以後に開始する各課税年度の租税について、

適用するものとする。

3 この条約は、五年の期間引き続く効力を有し、その期間の後は無期限に効力を有するが、いづれかの締約国も、少くとも六箇月前に終了の予告を与えることによつて、五年の期間の終りに、又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。その場合には、この条約は、

(a) 日本国においては、その予告に示された期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について、

(b) デンマークにおいては、その予告に示された期間が満了した年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度の租税について、

適用するものとする。

この条約は、

(a) 日本国においては、その予告に示された期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について、

(b) デンマークにおいては、その予告に示された期間が満了した年の四月一日以後に開始する各課税年度の租税について、

適用するものとする。

この条約は、

(a) 日本国においては、その予告に示された期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について、

(b) デンマークにおいては、その予告に示された期間が満了した年の四月一日以後に開始する各課税年度の租税について、

適用するものとする。

この条約は、

(a) 日本国においては、その予告に示された期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について、

(b) デンマークにおいては、その予告に示された期間が満了した年の四月一日以後に開始する各課税年度の租税について、

適用するものとする。

この条約は、

(a) 日本国においては、その予告に示された期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について、

(b) デンマークにおいては、その予告に示された期間が満了した年の四月一日以後に開始する各課税年度の租税について、

適用するものとする。

この条約は、

(a) 日本国においては、その予告に示された期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について、

(b) デンマークにおいては、その予告に示された期間が満了した年の四月一日以後に開始する各課税年度の租税について、

適用するものとする。

この条約は、

(a) 日本国においては、その予告に示された期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について、

(b) デンマークにおいては、その予告に示された期間が満了した年の四月一日以後に開始する各課税年度の租税について、

適用するものとする。

この条約は、

(a) 日本国においては、その予告に示された期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について、

(b) デンマークにおいては、その予告に示された期間が満了した年の四月一日以後に開始する各課税年度の租税について、

適用するものとする。

この条約は、

(a) 日本国においては、その予告に示された期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について、

効力を失うものとする。  
以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。  
千九百五十九年三月十日にコペンハーゲンで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

田付景一  
デンマーク王国のために  
J・O・クラーク

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約に署名するに当つて、下名の全権委員は、同条約の不可分の一部をなす次の規定を協定した。

デンマーク、ノールウェー及びスウェーデン共同航空運送機関たるスカンディナヴィア航空企業組織(SAS)に、第五條の規定は、当該航空機がデンマーク、ノールウェー又はスウェーデンのいずれかに登録されているかを問はず、同機関がその航空機の運用によつて取得する利得(同機関のデンマークの構成員が同機関につき有する持分に比例して割り当てられる利得に限る)について適用する。

千九百五十九年三月十日にコペンハーゲンで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

田付景一  
デンマーク王国のために  
J・O・クラーク

○竹内(俊)政府委員 たいだいま議題と

なりました所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

御承知のようにわが国は、さきにアメリカ合衆国及びスウェーデンとの間に二重課税防止条約を締結し、去る二月十七日及び二十一日にはパキスタン及びノールウェーとの間にそれぞれ二重課税防止条約を署名いたしました。今般さらにデンマーク王国との間に交渉が妥結し、三月十日にコペンハーゲンで本条約に署名した次第であります。

この条約の内容は、基本的には、さきに締結されたスウェーデン及びスウェーデンとの間の租税条約にならうものでありまして、これにより、両国間の経済及び文化関係が一段と緊密化することが期待される次第でございます。

よつて、ここにこの条約の締結について御承認を求め次第であります。何とぞ慎重御審議の上、本件につき、すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

○櫻内委員長 本件についての質疑は後日に譲ります。

○櫻内委員長 次に外務省設置法の一部を改正する法律案、関税及び貿易に関する一般協定の第三表(ブラジルの譲許表)の作成のための交渉に関する議定書の締結について承認を求めの件、日本国とカンボディアとの間の

経済及び技術協力協定の締結について承認を求めの件及び日本国とユーゴスラヴィア連邦人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めの件、以上四件を一括議題とし、質疑を行います。質疑の通告がありますので順次これを許します。松本七郎君。

○松本(七)委員 最初に外務省設置法ですが、これはこの前も大臣に伺つたことですが、提案理由の説明の中には、他の省庁の機構とは何ら重複するものではないということが特に強調してあるのですが、何かそういう懸念があるのでしょうか。何も懸念がなければ、こういうことを特にあれする必要はないのですが、とかくそういう部局の統合だとか新設だとかいろいろやる場合には、どうしても、特に経済協力の

ようなことは外務省だけのことじゃない、ほかの省との関係があることだから、重複する危険が生ずるのが私にはむしろ当然だと思つて、どういふ点に重複のおそれがあるのか、今度出てきたものではそういう結果にはならなかつたといふことなんだらうと思つて、その点を少し説明していただきたい。

○内田政府委員 経済協力と一がいにお申しますが、その内容については必ずしもその概念がはっきりしておらぬ場合もあると思つて、過去の事情から申しまして、たとえば昨年度と申しますか、今実行中の予算におきまして、技術センターの予算が通産省に一部ついておるといふような事実もございまして、また経済協力の予算をこのたび大蔵省と折衝いたしました際にも、同じような形で外務省からと通産省から予

算が提出されて、遺憾な話でございしますが、率直に申しますと両省の間に、これは当然自分の所管であるといふこと、いろいろな議論が行われたといふような事実もございまして、そういう点から見まして、確かに経済協力の

ある段階により、あるいは同時の場合でもある部分によつては、数省間にまたがる仕事があり得るというふうな遺憾ながら考えざるを得ないと思つております。ただわれわれといたしましては、経済協力がことに東南アジアに対して行われます場合に、いろいろ過去の歴史などから見て、非常な誤解を受けるようなことはぜひ避けなければならぬと思つて、また相手国の意思あるいはその経済建設の段階等に即して、その意向を尊重しながらやつて参るといふ意味におきまして、やはり外務省がその窓口として統括的に行つていくことはぜひ必要なことであるし、またそうしなせんと、この経済協力の問題は円滑に行われたいのではないかと

いふふうにお考えしております。その意味におきまして、経済協力の非常な大事な部門が外交それ自身であり、従つて当然外務省が行うべきであるという考へ方に立つております。ただ事態の進展に即して、当然これは各省の協力を得なければならぬ。こういうふうにも考へておられる次第でございまして、いろいろ先般の松本委員の御質問で、もっと非常に割り切つた形で他の省に属するものも外務省で一括したらどうかという御意向のように拝聴いたしましたけれども、外務省が最後まで一本でやるというふうな態勢でいき

ますためには、外務省自体が非常な膨大な機構も持たなければなりません。

し、またそういったしましても、なかなかうまくは参らぬのではないかと。やはり窓口は一本化しつつ、外務省が中心となつて、関係の省庁と緊密な連絡をとりつつやつて参るのが一番いいのではないかと、こういうふうにお考えしております。

○松本(七)委員 そうすると、これの構想としては、経済協力の事務は、将来は一切外務省を通じて行つていく建前になるのですか。もちろん協力を各省に仰ぐということも、今までも経済一般の企画は通産省が担当する、財政面は大蔵省、当然こういうものは今後出てくるだらうと思つて、その場合における新設の経済協力部といふのはどういふ位置を占め、どういふ役割を果すのか。その点が少しあいまいだと思つて、事務はこれを通じてやるといふことにはなるのですか。

○内田政府委員 経済協力の実際面におきまして、非常に重要なのは、外国政府との折衝という面だらうと思つて、これは当然外務省の出先機関において行われるものと考へております。ただ、その事務を国内において行います場合に、在外公館から得ました情報なり、意向なりを、外務省の経済協力部が中心になりまして、国内的な意味の、たとえばある具体的な会社に頼むとか、あるいは業界にやるといふ場合には、それぞれ農林省とか、通産省とか、建設省とか、そういうところと協議の上行つていくことになるのだらうと思つて、

○松本(七)委員 これに関連して、外務省の外交官試験とも関係があること

になるのですが、経済関係のものが少し弱体じゃないか。それは通産省その他から外務省にきまされども、これは一時の腰かけのような格好になって、本腰で仕事はできないのじゃないか。やがてはもとど省に帰るのですから、やはり法科万能というか、そういう伝統が災いして、経済協力という面をもっと強力で推し進めなければならぬ場合、特に外務省にこういう部を作ってやろうとする場合には、外務省における、経済面に知識の豊富な人的な充実ということが当然必要になってくるのじゃないか。いたずらに膨大な機構を作るといふことではなしに、質的にももう少し向上させる必要があるのじゃないか。そういう点を考える

きましても、相当一橋あたりの出身の方もおられますし、また東大でも経済学部を出た人で外交官になっておられる方もかなりあるのをごさいます。それから今後こういった仕事の進展に伴いまして、外交官試験もさることながら、その間に経済的な知識の豊富な方を外務省員として、たぐいまお話のございましたように、一時の腰かけとして外務省にこられるばかりでなく、外務省の陣容として吸収するということも当然考えて参らなければならぬかと思っております。ただ、たぐいまお話のございました外交官試験をそのために考えるかどうかという問題につきましまして、今後研究して参りたいというふう

は、実はほかでも御質問を受けたのをごさいます。外務省の、たとえば局長とか課長というものは、全部外交官試験を出ておられる者ばかりではないか。外交官試験を通らぬ者でも、もっと登用するということをお考えたらどうか、あるいは在外の大公使、参事官というふうなハイ・クラスの者でも、外交官試験出でない者をもっとふやす考えはないか、こういう御質問を受けたことがございますので、おそらくその御趣旨ではないかと思ひますが、われわれ考へ方として決してそう排他的に考へておるつもりはないのをごさいます。なほ本省の方から申し上げますと、なほ現在本省の局長には外交官試験出でない者がおられます。課長には、現在一人か二人おられますが、過去に

現に参事官クラスにも相当おられますし、また大公使にも、数はそう多くはごさいませんが、今六、七名おられると思ひます。これも、この前、藤山大巨もその点について御答弁になっておられたが、われわれは決して排他的に考へておるわけではございませんが、結果的に申し上げますと、こちらの方がぜひおいていただきたいというふうな方は、なかなか御承認が得られなく、また自分の方で、変な言葉でございしますが、売り込んでこられる方にはなかなか適任者がいないというふうなことで、實際上そういうふうな方になっておるのが現状ではないかと思ひます。

る東欧諸国、社会主義諸国、特にチェコとかポーランド、ああいうところは制度が変つてから外交官をほとんど一掃するといふか、一新するといふか、変つてしまつたように聞いておるのですが、その事情はおわかりでしょうか。従来のキャリアがどういふ扱いを受けるか、新たに外国に派遣されておる社会主義諸国の大使館員というものが、ほとんどキャリアはいないといふふう聞いておられます。その日本にいるポーランドやチェコの実情ばかりでなしに、全般的にどういふふうになつておるのか、おわかりでしたら、お答え願ひたい。

と外交官試験そのものがやはり法科万能に陥つてゐるのじゃないか。それを今後改めていかなければ、機構だけは一応作つてみたけれども内容が伴わないといふおそれが多分にあると思ひますが、この点に何か新機軸を出すようなお考えがあるのかないのか。全然そういう点は考慮外のこととして放置されておるのか。この点を伺ひたいと思ひます。

○内田政府委員 外務省の現在の陣容が経済的な面において手薄ではないかという御批判は、われわれも耳にしないわけではございません。また外交官試験が、従来やもすれば法科の方に偏重しておつたのではないかという御批判も、一つの御批判としては受けなければならぬかと思ひます。しかし、われわれとしましては、必ずしもわれわれの方を輕視しておるといふようなつもりはないのをごさいます。過去にお

○松本(七)委員 今言われた外交官試験を必ずしも受けなくても、経済的な知識の豊富な人に入つてゐる人はたくさんあるわけですが、そういう優秀な者の優遇措置は特に考へられておらないのですか。

それからもう一つ申し添えますと、なるほど現在東京におります外交官などの中で、教員には外交官出身でない人がかなり多いといふことは事実でございします。約二割くらいはそういう外交官出身でない人がおると思ひますが、しかしこの内訳などを調べますと、大体後進国で従来キャリアの外交官を持ちようにも持ち得なかつた国が多いのをごさいます。大体古い国でいう制度が確立しておりますが、そう

○内田政府委員 遺憾ながらその点まだ研究いたしております。後刻よく調査いたしました上で資料ができましたら提出したいと思ひます。

○内田政府委員 今ちよつと数字が手元にございせんので、資料として後刻提出いたします。ただいまの御趣旨

○松本(七)委員 具体的に大使、公使、それから参事官、一、二、三等書記官、課長、課長補佐、理事官、そういうものの外交官試験合格者と、そうでないものとを區別は、大まかな数字でもございしましたら、伺わせていただきます。

○内田政府委員 今ちよつと数字が手元にございせんので、資料として後刻提出いたします。ただいまの御趣旨

○松本(七)委員 今外国の外交官のキャリアの話が出たのですが、い

○松本(七)委員 それから二十四国会で加盟を承認した国際金融公社はどうなつておるでしょうか。すでに発足したのでしょうか。

ます。

○松本(七)委員 これに必要な七千五百万ドルの引受額は達成されたのでしょうか。

○牛場政府委員 出資額合計が九百三十二万七千ドルということになっております。現在まで投資が行われておりますのが一千四十一万七千ドルということになっております。

○松本(七)委員 その活動状況はどうなんでしょうか。特に低開発地域の諸国はどういう利益を受けておるか。日本としての努力の実績……

○牛場政府委員 これは御承知の通り投資先の国の保証を入れないということとが特色になっておるわけでありまして、それだけに投資の方からいいますと、リスクが大きいものでございますから、やはりあまり程度の低い国にはなかなか行われておらないのです。ただいままで行われておりますのがオーストラリアに一件、ブラジルに四件、チリに一件、メキシコに三件、パキスタンに二件という状況でございます。必ずしもその活動が非常に活発であるという状況ではございません。

○戸叶委員 関連して一問だけ伺いたいのでありますが、東南アジアの日本の出先機関に参りますと、大蔵省とか通産省などで経済関係を担当する通産官とか、そういう方が行っているわけでございますけれども、そういうふうな方々の身分なり何なり、そういうふうなことも外務省の経済協力部で扱うようになさるのでしょうか。それとも今まで通り大蔵省から経済担当官は外交官並みの扱いとして派遣されるようにするのでしょうか。そういうものを統一されるのかどうか、この点伺いたいと思ひます。

たいと思ひます。

○内田政府委員 ただいまの点につきましては、従来と変えようという考えは持っておりません。ただし経済協力の実際の仕事の進行に伴いまして、あるいは別の形で通産省なりそういう関係方面の人にきてもらうというものはあり得ることであると思つております。

○戸叶委員 それは経済協力部からの要請によつてきてもらうという形をとるのであるか。

○内田政府委員 実際問題として官僚の人にきてもらうケースがそう多いかどうか、実は私はむしろ疑問に思つておりますけれども、技官とかその他そういう形で、公務員の身分を持っておる方もきていただくということはおあり得ることであろうと思つております。

○松本(七)委員 その次は、ユーゴと通商協定なんです。この提案理由の説明に、双方の意見が対立して交渉が中断されたという説明があるのですが、どういふ点に見解の相違が出たんでしょうか。具体的に指摘してもらいたいと思ひます。

○牛場政府委員 これはただ一点だけであつたのでありまして、それは為替管理の問題でありまして、この条約自体には為替管理の規定を入れておられません。入れますと非常に複雑なものになりますので、入れておらないのであります。交換公文におきまして、国際通貨基金の原則に従うということをとらうのであります。これを日本側から申し出ましたところが、ユーゴは大体外国と為替管理に関

してそういう約束をしたことにはないし、国際通貨基金にはどうせ入つておるのだから、その原則をさらにうたうということはさきも日本側が、ユーゴの為替管理に対して不信の念を持つておるといふような感じを受けるので絶対

に困るといふことを申しました。そのために昭和三十一年の夏から二年間交渉を中断したしておつたわけでありまして、ところが昨年の秋から交渉が始まりましたが、向う側も、日本側の言ううたうということに同意いたしましたので、そのほかの問題はすらすらと

いった次第でございます。

○松本(七)委員 第二条に書いてある「入国、旅行、居住及び滞在の権利に關して、最惠国待遇を与えられる」ということがあるのですが、これは具体的にどういふ待遇になるのでしょうか。最惠国の一般の基準について説明していただきたいと思ひます。

○牛場政府委員 日本側の規則は御承知のことと思ひますが、ユーゴ側におきましては、わが国の出入国管理令というふうなものがございます。内務省の訓令という格好で外国人の出入国を規制しております。入国の条件につきましては特に制限がありません。査証の取りつけも比較的容易でございます。しかし治安上の見地から普通一カ月以上の滞在期間を認める査証が発給されたことはないのではありません。従つて入国後長期滞在するためには、滞在期間の延長の許可を得なければならぬといふことでございます。その点におきまして、今度の条約においては、ほかの国の国民よりも悪い待遇を受けないといふことが約束されてお

ます。

○松本(七)委員 そうすると、議定書の三項の「第二条第一項の最惠国待遇の規定は、旅券及び査証に關する事項には適用せず」とあるのですが、「国内法令に基いて決定する」といふことになると、今の第二条の第一項の最惠国待遇の事項が事実上は無効になるという結果になるのでしょうか、そうすると、ユーゴ側からの要請でこの議定書第三項といふものはできたのですか。

○牛場政府委員 わが国におきましては、一般的な国際慣行に基きまして、旅券の相互免除、査証の相互免除、それから査証料の相互免除などを関係国と約束する方針でございます。これはいづれも相互主義に基くといふことが条件になっておりますので、最惠国待遇の規定に基いてこれを無条件に振り出されるというところは適當でない次第でございます。そこで、これを最惠国待遇の範囲から除くといふのが本項の趣旨でございます。旅券、査証といふことは入国とは不可分の関係にあるわけはございません。入国する際には、相手国の官憲は、旅券、査証の所持者でも入国を拒否できる立場にあるわけでありまして、従つて、旅券、査証があるからといつて必ず入国できるといふことになつておらない。そこで、入国に關する規定と旅券、査証といふことは不可分の関係にはないといふことが言えると思つております。そこで、本条約の入国に關する最惠国待遇といふのは、上陸拒否の理由、たとへば犯罪人、麻薬関係者、狂人といふような者について上陸を拒否できるといふのは入国申請書の提出のよう

な手續事項については最惠国待遇といふことになつておるわけでありまして、旅券、査証につきましては、この条項によつて除外しておるといふことではあります。

○松本(七)委員 この第二条の関連で、ユーゴスラビアでは個人の不動産の取得または飲業に従事するといふ点は、どの程度許されているのですか。また外国人がこれを取ること

が可能なかどうか。

○牛場政府委員 原則として土地は国有でございます。それから事業も国营でございます。従いまして、土地は遺産相続といふような特殊な場合を除きましては、外国人には取得できないことになっております。

○松本(七)委員 農地の場合は、今原則として国有と言われまして、けれども、むしろ私有を尊重しているのではないですか。それで、最近は大んだん私有の面積を上げておるよう聞いておるのですが、この点はどうですか。

○牛場政府委員 農地につきましてもやはり集団農場が原則になっておりますが、自作農を少しは認めるようになっておまして、ただいま御意見の通り、最近はその方々は少し拡大してきておるといふような状況もあるようでございます。

○松本(七)委員 ユーゴの集団農場の場合の土地の所有権といふものは、やはり個人に認めるといふ点が強く出てきておるのではないかとと思ひますが、その点はどうですか。

○牛場政府委員 集団農場はやはり集団農場として土地を持つておるといふ形になつておると思ひます。

設置が定めてあるのですが、これは相互に置くことでしょうか。

○牛場政府委員 これは相互に置くという趣旨でございます。しかしもちろん、片一方が置けば片一方は必ず置かなければならないという義務を規定したわけではございません。

○松本(七)委員 それから第十二条では、陸上交通、海上交通、航空及び郵便、電信、電話こういうものを容易にするための適当な措置を講ずるという規定がございますが、航空協定の締結は考えられておるのでしょうか。

○牛場政府委員 航空はこの条約から除外しております。これは別に結ぶのが慣例になっておりますので除外してございまして、ただいまのところ航空協定を結ぶ予定はございません。先方の航空会社もまだ極東の方に航路を開いておられないわけでございます。

○松本(七)委員 その後のソ連との航空協定の問題はどうかというふうになっておりますか。

○竹内(俊)政府委員 ソ連との航空協定は、当方から要望事項を申し入れましたが、先方からそれに対する具体的な返答がまだありませんので、その返答を待つてまた交渉が開始されるわけでありまして。

○松本(七)委員 返答を待つてというけれども、モスクワまでの乗り入れが可能があるのでしょうか。どう予想されておりますか。

○竹内(俊)政府委員 モスクワまでの乗り入れは困難だという観測も成り立ちますが、向うからの回答がまだありませんので、今それを軽々に予断せず、当方の希望をさらに強く申し述べたいという態度で臨んでい

けであります。

○松本(七)委員 日本側としては、モスクワ乗り入れができなければ航空協定は一切締結しないという方針ですか。

○竹内(俊)政府委員 向う側の回答がどう出てきますか、それによってさらに交渉するわけですが、当方の希望としては、モスクワまでの乗り入れを強く要請するという態度で臨んでい

○松本(七)委員 それから、社会主義諸国では、領海内の無害航行は一定の条件のもとに許されているわけですが、ユーゴスラビアでは領海内の無害航行は自由でしょうか。

○松本(七)委員 最近ユーゴでは、国家財政がきわめて逼迫しているということが言われているのですが、政府は、今度の条約の原則上、両国間の友好及び相互協力、それから衡平と相互利益の原則に基いて今後は関係を深めていこうというわけですが、借款の要請でもあった場合にはこれに応ずる用意があるのでしょうか。

○牛場政府委員 ユーゴ側は、本条約の締結の機会でもございまして、日本との関係を密接にしたいという希望を非常に持っているようでございまして、現在日本にセルビア共和国の副首相が参つておられて、多分民間の各会社といろいろ話をしている様子でございます。また政府に対しても、一つできるだけ好意的に資本財の輸出についてクレジットを与えてくれという要請があるのでございます。しかしながら、まだ具体的に話が詰ま

ておりませんので、借款を与えるか与えないかというような段階までは参っておりません。それから一般論といたしましては、たとえばインドに与えたいような一般的な借款は与えにくいと思ひます。やはり具体的なプロジェクトのきまりましたときに、それに対する資本財の輸出に対して、輸出入銀行を通じて延べ払いを認めるといふことになると思ひます。総額としましては、もちろん、ただいまの日本の状況からいいますと、また先方の状況からいいますと、あまり大きなことはまだおぼつかしいのではないかと思ひております。

○松本(七)委員 それから最後に第三条の規定ですが、いずれの締約国の国民も、他方の締約国の領域内での軍事服役は免除されるということになるわけですが、これは国際法上認められた一般原則であるわけですが、志願兵として参加する場合には国際法上許されるものでしょうか。あるいは国内法でこれを特に禁止または許可するといふ例が外国にはあるでしょうか。

○牛場政府委員 詳しいことは後ほど調べてお答えしたいと思います。私ども知っておる限りでは、どうも国内的に外国へ行って兵役に志願することを取り締る法令はないように考えます。

○松本(七)委員 これはあとではつきりした答弁を願ひます。

○櫻内委員長 本日はこれにて散会いたします。  
午前十一時五十一分散会

外務委員會議録第二号中正誤

ペシ段行 誤 正

二一 話し合い 話し合い

二三 話し合い 話し合い

三四 話し合い 話し合い

三五 話し合い 話し合い

三六 話し合い 話し合い

三七 話し合い 話し合い

三八 話し合い 話し合い

三九 話し合い 話し合い

四〇 話し合い 話し合い

四一 話し合い 話し合い

四二 話し合い 話し合い

四三 話し合い 話し合い

四四 話し合い 話し合い

四五 話し合い 話し合い

四六 話し合い 話し合い

四七 話し合い 話し合い

四八 話し合い 話し合い

四九 話し合い 話し合い

五〇 話し合い 話し合い

五一 話し合い 話し合い

五二 話し合い 話し合い

五三 話し合い 話し合い

五四 話し合い 話し合い

五五 話し合い 話し合い

外務委員會議録第七号中正誤

外務委員會議録第四号中正誤

ペシ段行 誤 正

二一 話し合い 話し合い

二三 話し合い 話し合い

三四 話し合い 話し合い

三五 話し合い 話し合い

三六 話し合い 話し合い

三七 話し合い 話し合い

三八 話し合い 話し合い

三九 話し合い 話し合い

四〇 話し合い 話し合い

四一 話し合い 話し合い

四二 話し合い 話し合い

四三 話し合い 話し合い

四四 話し合い 話し合い

四五 話し合い 話し合い

四六 話し合い 話し合い

四七 話し合い 話し合い

四八 話し合い 話し合い

四九 話し合い 話し合い

五〇 話し合い 話し合い

五一 話し合い 話し合い

五二 話し合い 話し合い

五三 話し合い 話し合い

五四 話し合い 話し合い

五五 話し合い 話し合い

外務委員會議録第五号中正誤

外務委員會議録第五号中正誤

ペシ段行 誤 正

二一 話し合い 話し合い

二三 話し合い 話し合い

三四 話し合い 話し合い

三五 話し合い 話し合い

三六 話し合い 話し合い

三七 話し合い 話し合い

三八 話し合い 話し合い

三九 話し合い 話し合い

四〇 話し合い 話し合い

四一 話し合い 話し合い

四二 話し合い 話し合い

四三 話し合い 話し合い

四四 話し合い 話し合い

四五 話し合い 話し合い

四六 話し合い 話し合い

四七 話し合い 話し合い

四八 話し合い 話し合い

四九 話し合い 話し合い

五〇 話し合い 話し合い

五一 話し合い 話し合い

五二 話し合い 話し合い

五三 話し合い 話し合い

五四 話し合い 話し合い

五五 話し合い 話し合い

外務委員會議録第七号中正誤

外務委員會議録第七号中正誤

ペシ段行 誤 正

二一 話し合い 話し合い

二三 話し合い 話し合い

三四 話し合い 話し合い

三五 話し合い 話し合い

三六 話し合い 話し合い

三七 話し合い 話し合い

三八 話し合い 話し合い

三九 話し合い 話し合い

四〇 話し合い 話し合い

四一 話し合い 話し合い

四二 話し合い 話し合い

四三 話し合い 話し合い

四四 話し合い 話し合い

四五 話し合い 話し合い

四六 話し合い 話し合い

四七 話し合い 話し合い

四八 話し合い 話し合い

四九 話し合い 話し合い

五〇 話し合い 話し合い

五一 話し合い 話し合い

五二 話し合い 話し合い

五三 話し合い 話し合い

五四 話し合い 話し合い

五五 話し合い 話し合い

外務委員會議録第七号中正誤